

□ 許可申請に必要な書類

※ 裏面に続く

許可基準

- ① 権利を取得しようとする者(世帯員等を含む)が、農業経営に供すべき農地の全てについて耕作すると認められること
- ② 世帯において少なくとも1人は、年間150日以上の農作業に従事することが可能と認められること
- ③ 周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと

【注意事項】

1. 申請の受付期間は、毎月1日から10日までとなっています
※但し、10日が土日祝日で閉庁の場合は、次の開庁日までになります
2. 申請後は、現地調査のため申請箇所が分かるよう、現地に看板などの目印(地番の表示)をしてください
3. 給水管がある場合は事前に管轄の土地改良組合や水利組合と調整してください

農地の定義(法第2条)について

・農地とは、「耕作の目的に供される土地」とされており。「耕作」とは「土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培すること」とされている。なお、現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていなくとも耕作しようと思えばいつでも耕作できるような土地(耕作放棄地、休耕地)も含まれる(現況主義※)。

※ 現況主義:農地の判断は、土地の状態に基づいて客観的に行う。(土地登記簿の地目によって区分するものではない。)

取り扱いの例

○ 農地として扱うもの

- ・耕作地 ・果樹園、桑園 ・耕作放棄地、休耕地 ・温室、ビニールハウス(地面が土の場合)
- ・採草放牧地

○ 農地として扱わないもの

- ・家庭菜園(それに準ずる利用) ・温室(コンクリートを敷く場合[ただし、栽培高度化施設を除く])
- ・花壇 ・不法開墾地

うるま市農業委員会事務局

電話番号:098-923-7608

令和5年6月5日編集